

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在の一人親方団体に労働保険事務の処理を委託し、労災保険法に基づく第二種特別加入者（一人親方）として、労働局長から承認を受けていた者である。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、玄関前サッシを工事中、突風のためアルミサッシを全力で保持していたところ、左肩を負傷した。請求人は、平成○年○月○日、Bクリニックに受診し、「左肩関節周囲炎」と診断され、同年平成○年○月○日、C病院で手術（腱板縫合術）し、療養の結果、同年○月○日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして、障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人がこれを不服として、本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害について検討すべきものは、請求人の主訴及び医証から、左肩の神経症状、左肩関節の機能障害、左肩の醜状であると認められる。

(2) 左肩の神経症状について

ア 請求人は左肩の疼痛について、要旨、「常に腱に電気が走ってつっぱるようなピリピリというかビリビリとした痛みがある」、「仕事上、手を上に挙げる作業もあり、そのような動きをすると痛みが強くなる」、「仕事で重量のあるアルミサッシやガラスを持って左腕を顔より上にあげたりするとバーンとした痛みが出る」、「左肩を仕事で使っていると痛みが強くなり、痛くなると、仕事を途中で休むこともある。休んで楽になるとまた仕事を再開する。」と述べた上で、障害等級第12級に相当すると主張している。

イ D医師は、平成○年○月○日付け回答書において、当時のカルテから状態を推定し、請求人の左肩部疼痛の原因と末梢神経損傷の有無について、「術後疼痛が残存したものとする。末梢神経損傷はない」とした上で、左肩部の疼痛の程度について、「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの（障害等級第14級）に該当する」と明確に述べている。

ウ 一方、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、請求人の主訴及び平成○年○月○日に他医で撮影されたエックス線写真等に基づいて「時には強度の疼痛のため労働に支障がある程度の疼痛」と述べている。

エ 当審査会は、改めて各医師の意見を含む一切の記録を精査したところ、D 医師の意見は、手術や療養経過を記録したカルテを確認した上で述べられているものであり、信頼性が高いものと認められる。

したがって、当審査会は、左肩の神経症状は、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当するものと判断する。

(3) 左肩関節の機能障害について

決定書理由に説示するとおり、実測された結果によれば、左肩関節の可動域が健側の可動域の3/4以下に制限されていないため、障害等級には該当しないものと認められる。

(4) 左肩の醜状について

決定書理由に説示するとおり、左肩に長さ〇cmの手術痕を認めるが、露出面以外の醜状障害であり、障害等級には該当しないものと認められる。

(5) したがって、当審査会としても、請求人に残存する障害は、決定書理由に説示するとおり、障害等級第14級を超えるものとは認められないものと判断する。

(6) なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。